

韓国向け輸出管理の運用見直しに 関連する法制度運用についての誤解 — 混乱回避のために正確な理解を！

2019年8月5日

CISTEC事務局

極端な誤解と思い込みが混乱を招いている

■ 輸出管理について基本的理解を欠く、日韓双方での極端な誤解による発信が増幅を繰り返し、現在の混乱を招来。

(例)「禁輸だ」「ホワイト国除外で全件個別許可に」

「キャッチオール規制で、政府が指定する多くの品目が個別許可申請必要に」 等等
⇒輸出管理従事者の常識に照らせば、荒唐無稽に過ぎる。

■ 許可をとるのは日本の輸出企業。

- ⇒その日本企業の自主管理がしっかりした輸出管理担当部門は、初めから心配していない。
- ⇒世界の全地域に、個別許可、包括許可対象のいずれも、円滑に輸出してきた実績。
- ⇒韓国がホワイト国から外れても、他の国際レジーム参加国向けと同様に円滑に輸出可能。
- ⇒特一包括や特定包括は使える上、個別許可でも最初は各種書類等の用意と審査があるが、いずれ軌道に乗る。

※ただし、最終用途・需要者説明、誓約書等の書類用意は、韓国企業の協力が必要。

■ 極端な誤解による思い込みで危機を煽って、混乱を拡大させるのは、日韓双方、更には国際経済にとって有害無益。

■ 遠からず輸出は動き出す。国際サプライチェーンへの影響はあり得ない。

3品目が韓国向けに個別許可になったが・・・！？

原則禁輸！？
数量制限？！

スペック問わず
全部？！

出荷ごと？！

すべて90日
かかる！？

第三国の現地工場に
供給できるのか！？

NO! NO!

あり得ない！
懸念がなければ速やかに許可

Entity Listの運用と混同
しているのでは？

国際輸出管理
レジーム合意に
基づく先端的な
ものに限定

契約ごと！
許可の有効期間は
原則6ヶ月（これより
長期も可能）

期間中の船積み
をカバー

90日は標準処理期間。
懸念なければそれほ
どはかからない

懸念払拭されない、軍需にも関
わる等の場合は慎重な審査に

- ①最終用途・需要者は、当然韓国内。
- ②第三国への供給が初めから前提なら、それを踏まえた許可取得が必要

安全保障輸出管理関係者にとっては一般常識。かかる誤解はあり得ない！

半導体の国際サプライチェーンへの影響はあり得ない！

ホワイト国から除外されたが・・・！？

一般包括許可が使えなくなる！
(ホワイト包括)

韓国ではホワイト国にも適用

全件が個別許可に？！

キャッチオール規制が
適用に？！

ホワイト国向けに、簡易な自主管理を
行う輸出者でも付与

NO! NO!

Yes

多くが個別許可に？！

厳格な自主管理を行う輸出者に付与
(ホワイト国でも非ホワイト国でも利用可)

NO! NO!

特別一般包括許可はOK！

厳格にチェック！

- ①最終用途・需要者の懸念の有無
- ②第三国移転等の懸念の有無 等

個別許可でも懸念が無ければ
速やかに許可される

リスト規制以外の品目で、個別具体的に軍事転用、
需要者に懸念情報があれば許可が必要だが、懸念
あるものは極めて限定的であり、ほとんど許可不要

特に有害で混乱を招いている根本的誤解 ーキャッチオール規制の意味、運用について

【報道例1】「8月28日以降は、韓国向け輸出の際にほぼ全ての品目で経産省が個別審査できるようになる」

【報道例2】「リスト規制品目以外のネジや鉄鋼などの幅広い品目で、経産省が軍事転用の可能性がある」と判断した場合、個別に許可を得る必要が出てくる」



① キャッチオール規制は、あくまで、リスト規制外の品目の個別の輸出案件について、大量破壊兵器開発や軍事用途に使われる可能性が大きいとの個別具体的な懸念情報がある場合に、その個別の輸出案件について許可が必要になるもの。

(例1) 通関しようとしている貨物が、A国のミサイル開発用途に使われるとの情報がある。

(例2) B社の製品が、C国のテログループの化学テロ用途に使われるとの情報がある。

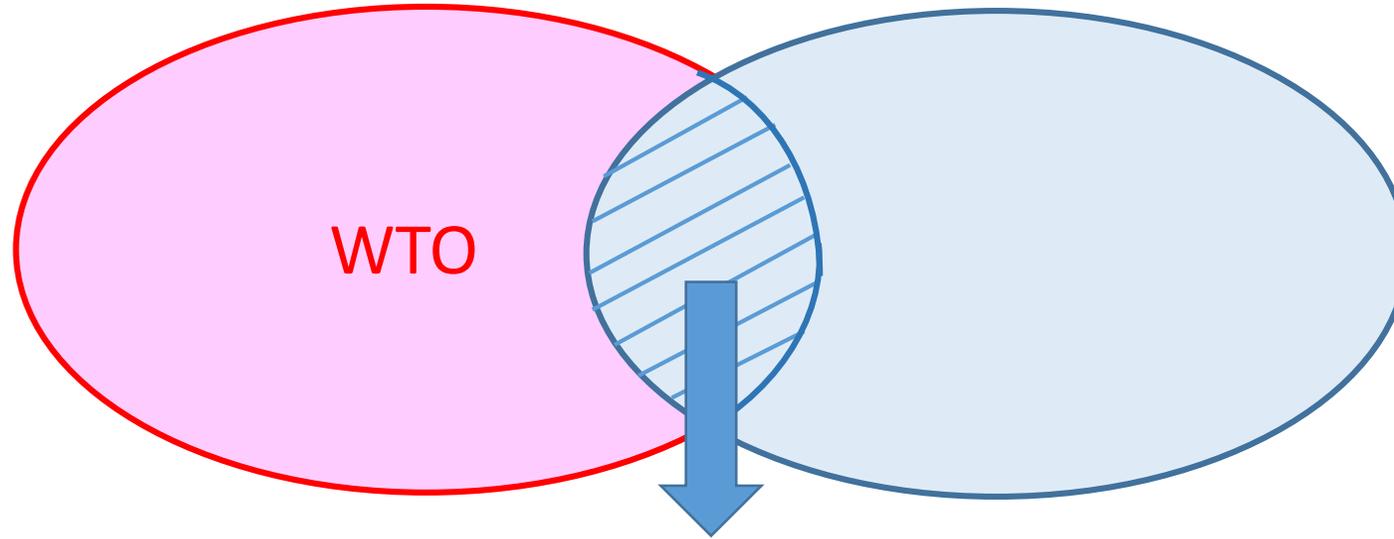
② あたかも、リスト規制以外の品目を、具体的懸念情報もないのに、輸出者を問わず、一律にリスト規制対象の如く許可を求めるかのような報道は全くの間違い。

③ 個別具体的な懸念情報がある場合は極めて限定的であり、ほとんど許可不要。

参考

通商

安全保障



「我が国は、これらの安保理決議や国際条約、国際輸出管理枠組みに基づき、外国為替及び外国貿易法により安全保障貿易管理を実施。北朝鮮やイランなどによる核開発が懸念されている中、我が国などが有している高度な貨物や技術が、こうした国々において大量破壊兵器等の開発等に用いられた場合、我が国のみならず国際社会の大きな脅威となることから、厳格な安全保障貿易管理を通じてその脅威を未然に防止することが必要。またこうした観点から、GATT 第 21 条で安全保障のための例外が認められている。」(経済産業省 不公正貿易白書2016年版p262-263「コラム 安全保障貿易管理」より)

「安全保障輸出管理」

国連安保理決議第1540号(2004)

大量破壊兵器拡散防止、
軍事用途・テロ転用防止
のための輸出管理等は
国連加盟国の法的義務

国際輸出管理レジーム

| | | | |
|-------|--------|------|--------|
| 核 | (’78~) | 48カ国 | (NSG) |
| 生物・化学 | (’85~) | 42カ国 | (AG) |
| ミサイル | (’87~) | 35カ国 | (MTCR) |
| 通常兵器 | (’96~) | 42カ国 | (WA) |

<汎用品の転用、第三国流出防止>

※個別許可か包括許可かは各国の裁量

併せてご参照下さい

■「韓国向け輸出管理の運用の見直しに関連する
日本の制度運用についての基礎的解説」(2019.8.2)